

協議 3 号

長野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則（案）要綱

教育委員会事務局学校教育課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野県学校職員の勤務時間についてフレックスタイム制が導入されるため、本市の学校職員（県が給料等を負担する学校職員に限る。）の勤務時間についても同様に見直すこと等に伴い、改正するもの
2 改正の内容	主な内容は、次のとおり フレックスタイム制の導入に伴う所要の条文整備を行う（第5条、第18条、第18条の2、第20条関係）。
3 施行期日	令和7年4月1日から施行する。
4 審議状況	(1) 総務部総務課との協議 3月18日 (2) 教育委員会法規審査会の決定 月 日

長野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則（案）

長野市立学校職員服務規程（平成3年長野市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「（第18条第1項及び第2項において「会計年度任用職員」という。）」を削る。

第18条第1項中「会計年度任用職員」を「法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）」に改め、同条第2項中「会計年度任用職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第3項中「職員」の次に「、職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がない職員その他校長が認める職員」に改める。

第18条の2第3項中「週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）及び」を「日曜日及び土曜日並びに」に改め、「又は同条第2項に規定する勤務時間（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に係るものに限る。）」を削る。

第20条第1項及び第2項中「法第22条の2第1項第1号に掲げる職員」を「パートタイム会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

長野市立学校職員服務規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○長野市立学校職員服務規程 平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号 (服務の宣誓)</p>	<p>○長野市立学校職員服務規程 平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号 (服務の宣誓)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、当該任期の末日の翌日に再び同一の職に採用された場合にあつては先の採用に際してされた服務の宣誓を、採用に際して他に服務の宣誓等をしている場合にあつては当該宣誓等を、それぞれ前項に規定する服務の宣誓とみなすことができる。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 <u>(第18条第1項及び第2項において「会計年度任用職員」という。)</u> については、当該任期の末日の翌日に再び同一の職に採用された場合にあつては先の採用に際してされた服務の宣誓を、採用に際して他に服務の宣誓等をしている場合にあつては当該宣誓等を、それぞれ前項に規定する服務の宣誓とみなすことができる。</p>
<p>3 略 (勤務時間等)</p>	<p>3 略 (勤務時間等)</p>
<p>第18条 職員 <u>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。))</u>を除く。)の勤務時間等については、長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程(平成2年長野市教育委員会訓令第1号)に定めるところによる。</p>	<p>第18条 職員 <u>(会計年度任用職員</u>を除く。)の勤務時間等については、長野市立学校職員の勤務時間等に関する規程(平成2年長野市教育委員会訓令第1号)に定めるところによる。</p>
<p>2 <u>パートタイム会計年度任用職員</u>の勤務時間等については、校長が別に定める。</p>	<p>2 <u>会計年度任用職員</u>の勤務時間等については、校長が別に定める。</p>
<p>3 校長は、特別の業務に従事させる必要がある職員、<u>職員の申告を考慮して勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がない職員その他校長が認める職員</u>の勤務時間等については、前2項の勤務時間等とは異なる勤務時間等となるように別に定めることができる。</p>	<p>3 校長は、特別の業務に従事させる必要がある職員の勤務時間等については、前2項の勤務時間等とは異なる勤務時間等となるように別に定めることができる。</p>
<p>4・5 略 (執務)</p>	<p>4・5 略 (執務)</p>
<p>第18条の2 略</p>	<p>第18条の2 略</p>

改正後	改正前
2 略	2 略
<p>3 職員は、<u>日曜日及び土曜日並びに</u>休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日を除く。）をいう。）並びにこれらの日以外の日における前条第1項に規定する勤務時間以外の時間において、やむを得ない事由により登校又は在校をするときは、別に定めるところにより登校又は在校をしている時間を、校長に通知しておかなければならない。</p> <p>（営利企業等の従事許可）</p>	<p>3 職員は、<u>週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）</u>及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「祝日」という。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日を除く。）をいう。）並びにこれらの日以外の日における前条第1項に規定する勤務時間<u>又は同条第2項に規定する勤務時間（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に係るものに限る。）</u>以外の時間において、やむを得ない事由により登校又は在校をするときは、別に定めるところにより登校又は在校をしている時間を、校長に通知しておかなければならない。</p> <p>（営利企業等の従事許可）</p>
<p>第20条 職員（<u>パートタイム会計年度任用職員</u>を除く。）は、営利企業等への従事（法第38条第1項の規定により、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は第22条第1項に規定する事業若しくは事務以外の事業若しくは事務に従事することをいう。以下同じ。）をするため許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可願（様式第8号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>第20条 職員（<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>を除く。）は、営利企業等への従事（法第38条第1項の規定により、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は第22条第1項に規定する事業若しくは事務以外の事業若しくは事務に従事することをいう。以下同じ。）をするため許可を受けようとするときは、営利企業等従事許可願（様式第8号）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>2 職員（<u>パートタイム会計年度任用職員</u>に限る。）は、営利企業等への従事をしようとするときは、営利企業等従事届出書（様式第8号の2）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>2 職員（<u>法第22条の2第1項第1号に掲げる職員</u>に限る。）は、営利企業等への従事をしようとするときは、営利企業等従事届出書（様式第8号の2）を校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。</p>
3・4 略	3・4 略